

4月1日(月)から「合理的配慮の提供」が義務化

障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す中、障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が法律上義務化されました。なお、滋賀県では「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」において、令和元年10月から合理的配慮の提供が義務化されています。

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、日常生活で設備やサービスなどの利用が難しく、結果として活動などが制限されてしまう場合があります。事業者は、障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応をすることが求められます。

「合理的配慮」には対話が重要です

合理的配慮の提供には、社会的なバリアを取り除くための対応について、障害のある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討することが大切です。対応が難しい場合でも、双方が情報や意見を伝え合い、建設的な話し合いに努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

障害福祉課 ☎(582)1168 FAX(581)0203



内閣府
リーフレット

4月2日(火)～ 8日(月)は 発達障害啓発週間

毎年4月2日～8日は「発達障害啓発週間」、4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。自閉症をはじめとする発達障害を知り、理解することで、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。

発達支援センターでは、乳幼児期の子どもから大人まで、発達の状態に応じて相談を受け付け、継続的な支援を行っています。発達に関して悩みや困難を感じている場合は、左記へご相談ください。

発達支援センター
(すこやかセンター内)
☎・☎(582)1158
FAX(581)1628



介護相談員を募集

介護サービス事業所のサービス向上を目的に、利用者の声を聞き、利用者として市および事業所の橋渡しをする介護相談員を募集します。

任期 10月1日(火)～

令和8年9月30日(水)

市内在住で次のすべてを満たす人

- ・介護相談員養成研修(6月25日(火)～28日(金)、8月9日(金)に大阪市で開催)と施設実習のすべてに出席できる
- ・※研修の参加費などは市が負担
- ・受講修了後、介護相談員として毎月6日程度、市内で活動できる

☎ 事業所を訪問し、利用者などの相談に応じる

- ・市および事業所との意見交換を通し、介護サービスの現状を把握しながら、問題点やその改善方法を探る

報酬 事業所への訪問一回につき4,000円

定員 1人

選考方法 5月8日(水)午前10時から、市役所でレポート・面接試験。試験当日に履歴書とレポート(介護サービス事業者に期待すること)をテーマに800字程度、様式不問)を持参。選考結果は5月中旬に通知。

甲 4月30日(火)までに電話で左記へ申し込み。

☎ 介護保険課

☎・☎(582)1127
FAX(581)0203

認可保育園 設置・運営事業者募集

待機児童の解消に向け、認可保育園(1施設、定員90人程度)の設置・運営を行う民間事業者を募集します。詳しくは募集要項をご覧ください。

開所日 令和8年4月1日

募集学区 守山・吉身・河西学区のうち1カ所

応募資格 認可保育園または認定こども園を1年以上運営している

社会福祉法人または学校法人で、法人本部の事務所の所在地が日本国内にあること

甲 5月7日(火)までに申請書に必要書類を添えて直接、左記へ提出(郵送不可)。

他募集要項(申請書含む)は、5月7日(火)まで左記で配布または市ホームページからダウンロード可

☎ 何でも政策課

☎(584)5925
FAX(582)1138



ホームページ